

令和2年3月25日（令和元年(2019年)度第37号）



全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局

〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
http://www.z-hoikushikai.com

<ニュースの内容>

- 「保育所における自己評価ガイドライン」の改訂について（厚生労働省）
- 保育対策総合支援事業費補助金（保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援）に関する翌債手続等について（厚生労働省）

◆ 「保育所における自己評価ガイドライン」の改訂について（厚生労働省）

令和2年3月19日、「『保育所における自己評価ガイドライン』の改訂について」が通知されました。

今回の改訂は、平成21年3月に「保育所における自己評価ガイドライン」が策定されてから11年が経過し、保育所保育指針の改定や保育所における自己評価の実施状況等を踏まえ、有識者による「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」における検討を経て、改訂されたものです。

ガイドラインは、検討会の下に設置された作業チームにおける協議をもとに改訂版試案が作成され、保育の現場での試行検証を経て改訂されています。改訂版試案を作成した作業チームには、本会村松幹子会長が、たかくさ保育園園長の立場で参加しています。

また、今回は、ガイドラインの改訂とあわせて、ガイドラインを踏まえた取り組みを行う際の具体的な留意点や工夫例をまとめた、「保育をもっと楽しく 保育所における自己評価ガイドラインハンドブック」(全14ページ)も作成されています。このハンドブックは、保育現場の協力のもと、日頃園で実際に行っていることなどをもとに、「保育への手応えが生まれ、保育がより楽しくなる評価」をめざして、自己評価の実施にあたって、大切にしたいことや意識したいことなどがまとめられています。

詳細は下記ホームページ内、「5 保育所保育指針関係」内、「保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）」をご参照ください。

- 厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 5 保育所保育指針関係

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html

「保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）」の概要

<目的>

保育所保育指針に基づき、**保育所における保育内容等の評価による保育の改善**に資するよう、保育所保育の特性を踏まえた保育内容等の自己評価の基本を示し、各保育所が、保育内容等の評価に取り組む際に活用する。

1 保育内容等の評価の基本的な考え方

- ・保育所保育指針に基づく「保育内容等の評価」について、目的と意義・対象・主体・全体像など、基本的な考え方について記載
 - (1) 保育所保育指針に基づく保育内容等の評価
 - (2) 保育内容等の評価の目的と意義
 - (3) 保育内容等の評価の全体像と多様な視点の活用

2 保育士等による保育内容等の自己評価

- ・保育士等が子どもの理解を踏まえ自らの保育の計画と実践について行う評価の基本的な流れと内容について記載
 - (1) 保育士等が行う保育内容等の自己評価の流れ
 - (2) 保育における子どもの理解
 - (3) 保育の計画と実践の振り返り
 - (4) 保育の改善・充実に向けた検討

3 保育所による保育内容等の自己評価

- ・保育所が、全職員の共通理解の下で組織として取り組む自己評価に関して、基本的な流れと内容について記載
 - (1) 保育所が組織として行う保育内容等の自己評価の流れ
 - (2) 評価の観点・項目の設定
 - (3) 現状・課題の把握と共有
 - (4) 保育の改善・充実に向けた検討

4 保育所における保育内容等の自己評価の展開

- ・保育士等の自己評価とそれを踏まえた保育所の自己評価の取組の進め方、効果的・効率的な評価の実施のための留意や工夫等について記載
 - (1) 保育の記録とその活用
 - (2) 保育所における取組の進め方
 - (3) 自己評価の方法との特徴
 - (4) 自己評価に当たって考慮すべき事項

5 保育内容等の自己評価に関する結果の公表

- ・保育内容等の自己評価に関する結果の公表について、その意義・方法の例、公表に当たっての留意事項等について記載
 - (1) 自己評価の結果を公表する意義
 - (2) 自己評価の結果の公表方法
 - (3) 自己評価の結果の公表に当たって留意すべき事項

別添:保育内容等の自己評価の観点(例)、関係法令等

ハンドブック表紙



ハンドブック内容



◆ 保育対策総合支援事業費補助金（保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援）に関する翌債手続等について（厚生労働省）

令和2年3月23日、各都道府県宛てに標記事務連絡が発出されました。

この事務連絡は、保育対策総合支援事業費補助金（保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援）に関し、令和2年3月24日（火）に交付決定が行われる予定であるため、必要に応じて速やかに、管轄の財務局等と繰越（翌債）手続を行う必要があること（令和2年3月27日まで）を周知するものです。

これに関し、各区市町村および事業者（保育所等）が行う必要がある手続は下記になりますので、ご対応ください。

「事務連絡内 4.市区町村及び事業者（保育所等）が行う必要がある事務手続」

本補助金（保育対策総合支援事業費補助金）は、他の補助金と同様に、原則としてその年度内に支出を終わらなければならない性格のものですが、上記 1. のとおり、事業完了が令和2年度となる場合は、翌債手続を経て、翌年度に繰り越して使用することができますので、年度内に一定の手続を行っていただくよう、お願いいたします。



「厚生労働省から都道府県に送信されたメールの本文内 2（2）」

事務連絡に記載の「一定の手続」とは、例えば、マスク等の購入（発注）を行おうとしても、業者に在庫がなく、納入見込みも未定のため、業者が契約（発注）に応じない場合に、事業者等が、「契約（発注）申し込みを行う意思があることを確認できる書類（備品の種類、数量、購入予定金額等を記載したもの）を作成しておくこと」等により、事業に着手していると客観的に認められる行為を行うことなどが考えられますので、適切にご対応いただくようお願いいたします。

事務連絡本文等の内容の詳細は下記ホームページの「34」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html